

アーカイブズ
所蔵資料を読む 第6回

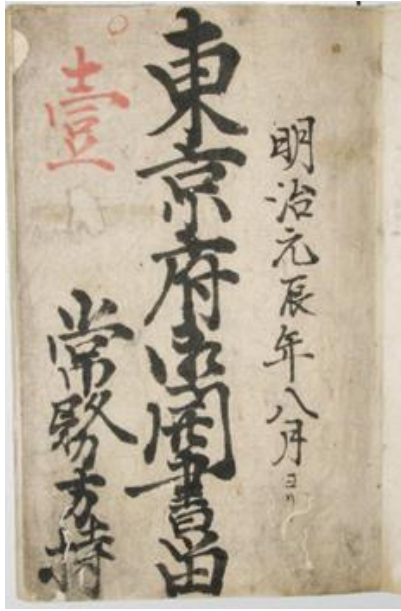
東京府の開庁準備

『東京府御開書留』明治元年（一八六八）

請求番号…605・A4・01

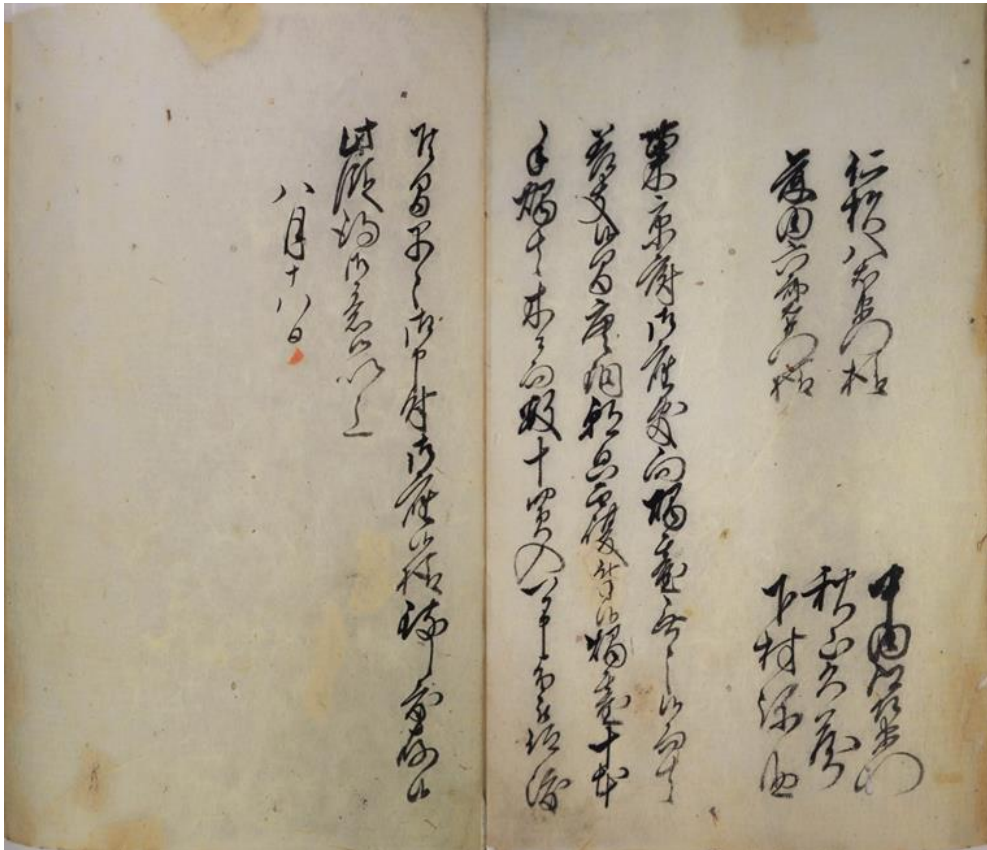
今回は、令和3年度企画展「庁舎の歴史〜新宿庁舎開庁30周年記念」関連講座『東京府文書』を読む」の内容の一部を基にして再編集したものをお届けします。

今年度から始まった『^{アーカイブズ}所蔵資料を読む』第1回の「東京府庁の始まり」は、まさしく東京府庁が誕生した時のものでした。慶応4年（一八六八）7月1日、江戸を東京とする詔が発せられ、同年8月17日に幸橋内にあった旧大和郡山藩柳沢邸を東京府の庁舎にすることが決まると、実際に庁舎での業務を行うために準備が始まりました。そこで、第1回に引き続き『東京府御開書留』から、開庁準備の様子を読んでみましょう。



と、実際に庁舎での業務を行うために準備が始まりました。そこで、第1回に引き続き『東京府御開書留』から、開庁準備の様子を読んでみましょう。

1. 資料 東京府行政文書『東京府御開書留』明治元年（一八六八）



2. 資料の解読

仁杵八右衛門様
 藤田六郎右衛門様
 東京府御座敷向燭基 無之候而者
 差支候間唐銅朝兒 覆付候燭基十本
 手燭者木二而數十買入可申旨被仰渡
 候間早々御申付御座候様致し度存候
 此段得御意候以上
 八月十八日
 中田郷左衛門
 秋山久蔵
 秋山久蔵
 下村 弥助
 中村海也

仁杵八右衛門様
藤田六郎右衛門様

中田郷左衛門
秋山 久蔵
下村 弥助

東京府御座敷向燭基無之候而者
 差支候間唐銅朝兒覆付候燭基十本
 手燭者木二而數十買入可申旨被仰渡
 候間早々御申付御座候様致し度存候
 此段得御意候以上

八月十八日

3. 読み下し文

仁杵八右衛門様
藤田六郎右衛門様

中田郷左衛門
秋山 久蔵
下村 弥助

東京府御座敷(ぎしき) 向き燭台(しよくだい) これ無く候ては、
 差(さ)し支(つか)え候間、唐銅(からかね) 朝顔覆(おお)い付き
 候燭台(しよくだい) 十本、
 手燭(てしよく) は木にて数十買入れ申すべき旨、仰せ渡され
 候間、早々御申し付け御座候様致し度存じ候、
 此段、御意(ぎよい)を得候、以上、

八月十八日

4. 用語説明

- ・ 唐銅（からかね）：青銅。銅または錫を主体とし、鉛、鉄、ニッケルなどを加えた合金のこと。
- ・ 朝顔覆い（あさがおおい）：蠟燭の火が消えないよう朝顔形（漏斗の形のように）の覆い。
- ・ 燭台（しよくだい）：蠟燭を立てる台。
- ・ 手燭（てしよく）：蠟燭を持ち運べるよう燭台に柄をつけたもの。
- ・ 御意（ぎよい）：命令、指示。

5. くずし字を読むためのポイント

『^{アーカイブズ}所蔵資料を読む』で取り上げている資料のうち江戸時代から明治時代前半のものは、草書体で書かれています。一般的に「くずし字」と呼ばれるものです。草書体は毛筆でサラサラと早く書くことを目的としているので、様々な部分を省略して書きます。省略の仕方には特徴があります。なお、筆で書いているので、字の書き順が現在の使い方と異なる場合があります。

「くずし字」を読み解くには、文字の省略の仕方などから見分けるための幾つかのポイントがあります。今回は、漢字の部首を構成する「へん」や「たれ」のくずし方と特徴のある字を見てみましょう。

・ 「へん」「たれ」のくずし方

「木」へん



似ているくずし「手」へん

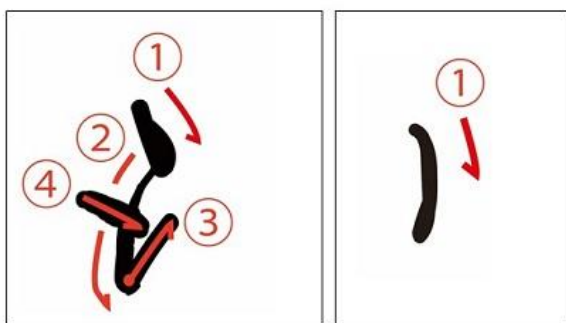


4行目下から6文字目「様」

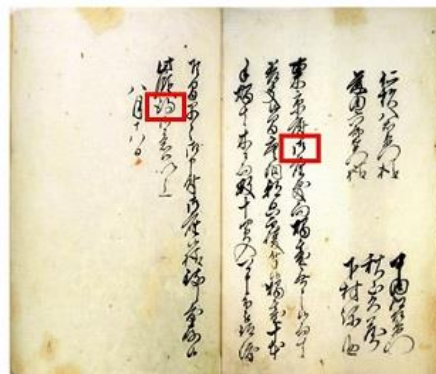


下段3行目2文字目「村」

「イ（ぎょうにん）」べん



「イ（にんべん）」「ゝ（さんずい）」とも似ている。
 パツと読めないときは、用語や文脈から見分ける。



6 5 4 3 2 1



6行目3文字目「得」



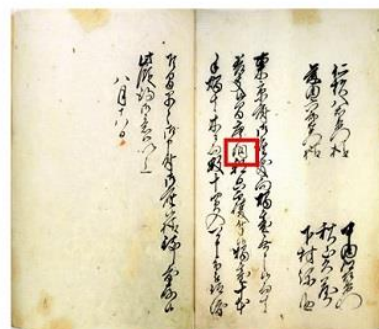
1行目4文字目「御」

「へん」や「たれ」のくずし方と書き順を覚えておくと、他の文書を読んでいて同じようなくずし方が出てきた時に、その漢字を推測することができるようになります。

「金（かね）」へん



2行目上から6文字目「銅」



6 5 4 3 2 1

「至（いたる）」



4行目下から4文字目「致」



・くずし方に特徴がある字
また、この他にも、くずし方そのものに特徴がある字を覚えておく
と便利です。

6. 資料解説

慶応4年（一八六八）8月17日に幸橋門内にあった旧大和郡山藩柳沢邸を東京府の庁舎にすることが決まると、実際に庁舎での業務を行うための準備が始まりました。開庁準備は、明治政府の指示のもと東京府の役人によって行われました。

今回取り上げた文書は、庁舎での事務作業に必要な蠟燭（ろうそく）をたてるための燭台（しよくだい）と手燭（てしよく）を用意するよう指示した書類です。

・書類の構成

まず、書類の構成をみてみましょう。書類の右側に二段で書かれている名前のうち、下段は書類の差し出しで、上段は書類の宛所になります。下段の中田郷左衛門¹・秋山久蔵²・下村弥助は東京府の調役、上段の仁杉八右衛門・藤田六郎右衛門は会計掛で、この後、東京府出納方となります³。

書類の宛所と差出に続けて、書類の内容が書かれています。

・町奉行所と東京府庁舎

開庁したばかりの東京府庁舎は、江戸時代までの町奉行所を引き継いだ市政裁判所の機能をそのまま引き継いだものでした。町奉行所は、「役所」、奉行の「住宅」、町奉行に直接仕えた内与力の住宅である「長屋」の3領域からなっていました。「役所」は、裁判空間と執務空間の二つに分かれていました。

この町奉行所の構成は、市政裁判所を経て、そのまま東京府庁舎に

引き継がれました。

・大名屋敷の転用

東京府庁舎は幸橋の旧大和郡山藩邸を転用しました。府庁舎が建っていた敷地は東面を正面入口として東西に長く、正面には冠木門（かぶきもん）が建っていました。冠木門は、江戸時代の大名屋敷に建てられた門の形式の一つでした。

正面玄関に近い場所に役所が、その奥に府知事らの住居が配され、道路に面した北側には役人が住む長屋が連なっていました（図）。開庁間もない東京府庁舎の平面構成は、基本的に町奉行所と同じでしたが、大名屋敷の場合も正面玄関近くに藩庁機能を持つ建物が立てられ、その奥に藩主の生活空間、敷地縁辺部に家臣の長屋が位置しており、類似した構成となっていました。ですから、庁舎としての転用も容易であつたものと想像できます。実際に、東京府庁舎は「役所向」「住居向」「長屋」の3領域からなり、「役所向」は裁判空間と執務事務を行う「座敷向」に分かれていました。

・執務にあつての準備

この時期の『東京府行政文書』をみると、庁舎での執務にあたり筆記用具をはじめとして様々な事務用品を購入していることがわかります。その中に、燭台と手燭、蝋燭を購入している書類があります。庁舎は、広い敷地内にくくつもの建物が連なつて建てられ、沢山の執務室からなっていました。現在のようにスイッチ一つで電気をつけることが出来ない時代、採光は屋外に接する部屋しかとることができず、建物

の中へ入れれば入るほど室内は暗くなってしまいます。そこで、事務作業するにあつては手元を明るくするための明かりが必要でした。そこで東京府は、覆い付きの青銅製燭台10本と木製手燭10個を購入することにしたのが、今回の内容でした。

【参考文献】

波多野純「江戸の町奉行所の平面と白洲の空間構成」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1996 pp.113-114

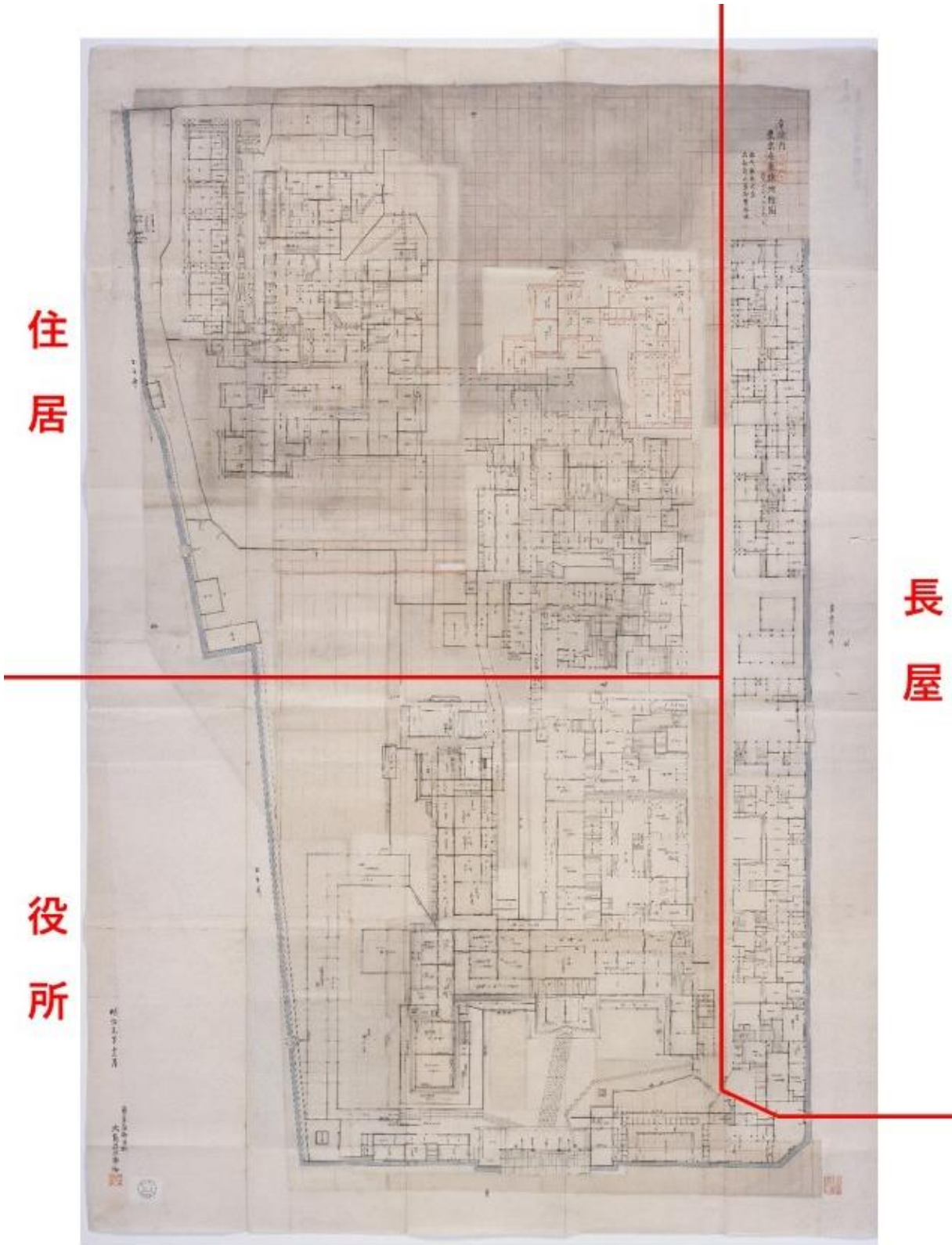


図 東京府庁舎のゾーニング

「幸橋内東京府庁総地絵図」（東京都立中央図書館特別文庫蔵）にゾーニングをプロットした。

- ¹ 「慶応4辰年8月14日 東京府調役に任 中田郷左衛門 慶応4年」『諸事留 慶応4年』（請求番号：605.A5.01、綴り込み番号：047-001）、「9月2日 東京府市政局庶務方調役頭取を申付 中田郷左衛門 慶応4年」（請求番号：605.A3.08、綴り込み番号：007-001）
- ² 「9月2日 東京府市政局庶務方調役を申付 秋山久蔵・清水磯太郎・下村弥助 慶応4年」『御達留 慶応4年戌辰年8月21日ヨリ』（請求番号：605.A3.08、綴り込み番号：007-002）
- ³ 「御貸付御仕法替商法取調掛欠所物掛の儀出納方にて心得可被成旨 庶務方調役、調役頭取より達 9月8日 仁杉八右衛門、藤田六郎右衛門、由井万太郎」『庁中達 〈知事官房〉』（請求番号：605.A3.9、綴り込み番号：19）